

## 助成金のご紹介

## 緑化に伴うヒートアイランド対策に関する助成事業(5/22締切)

本事業は、自然環境(緑・水・大気)の破壊が急速に進んでいる現代、環境の悪化防止と再生を目指して緑化を推進することにより、ヒートアイランド対策の一環となることを目的とする。

### ■助成対象事業

- ・申請者が、屋上、建物の外壁面、駐車場、空地、等で行う新たな緑化事業で、樹木、芝、多年草等を植栽するもの。
- ・事業は平成27年7月1日から平成28年3月13日までの間に実施・完了するものであること。ただし、播種、育苗等の緑化準備については、平成27年4月1日以降に開始することを妨げない。
- ・事業用地は、申請者が所有または管理する土地、あるいは所有者との間で使用の合意が得られている土地であること。
- ・事業に対し同様の助成を他から受けていないこと、あるいは受ける予定がないこと。

### ■助成対象者

助成対象者は、日本国内に所在する法人(助成事業を行う公益法人を除く)、地域活動団体。

### ■助成対象地・施設

- ・事業地が、原則として人口10万人以上の市区町村の都市計画法第7条に基づく市街化区域内であること。
- ・事業対象地および施設が法令、条例に違反していないこと。
- ・屋上緑化においては、当該建築物の耐久性、安全性が確保できること。

### ■助成金額

- ・助成対象費用の100分の70、または200万円のいずれか少ない額。(1件当たり)
- ・予算額 600万円

### ■受付期間

H27年2月1日(日)-平成27年5月22日(金)(必着)

### ■募集要項、申請書様式

下記URL「緑化に伴うヒートアイランド対策に関する助成事業用」をダウンロード

<http://takahara-env.or.jp/bosyu/index.html>

### ■申請書提出先、お問い合わせ先

申請書類は郵送とし、締切日必着とする。

公益財団法人 高原環境財団

〒108-0074 東京都港区高輪3-25-27-1301

Tel 03-3449-8684 Fax 03-3449-2625

E-mail [mail@takahara-env.or.jp](mailto:mail@takahara-env.or.jp)

URL [http://takahara-env.or.jp/bosyu/01\\_heat\\_island.html](http://takahara-env.or.jp/bosyu/01_heat_island.html)



キ  
ャ  
ラ  
ー  
ス  
ペ  
ー  
シ  
ー  
印  
刷

今月も半額♪

A4カラー 30円/枚 → 15円/枚(グロス紙17円)

A3カラー 50円/枚 → 25円/枚(グロス紙29円)

キャンペーン期間

5月10日(日) ~ 5月20日(水)



### ◆問い合わせ◆

佐賀市白山二丁目1-12 佐賀商工ビル7F

佐賀市市民活動プラザ 開館時間9時~22時

TEL:0952-40-2002 FAX:0952-40-2011

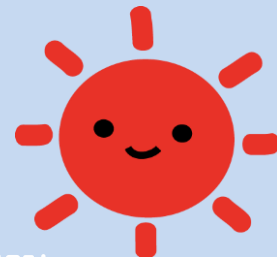
ホームページ

<http://www.tsunasaga.jp/plaza/>

facebook

<https://www.facebook.com/tsunasaga.plaza>

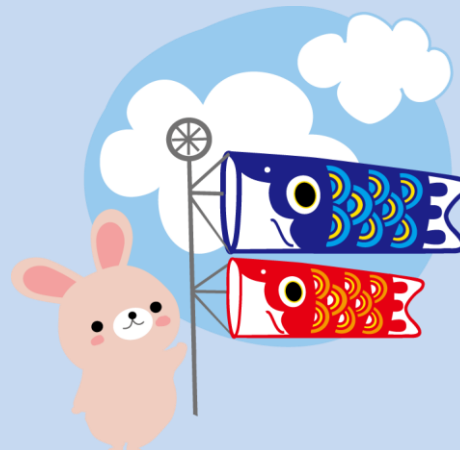
CLICK!!



佐賀市市民活動プラザ広報誌

# HONOHONO

## 27年5月号



市民と市民活動団体、NPO、ボランティアの皆さん等を結び付け  
情報交換や交流を促進する。その拠点が市民活動プラザです。  
会議やイベント、情報交換などに、お気軽にご利用ください。

ホノホノとはハワイの言葉で“ぶらぶら”や“散歩”という意味です。

# 佐賀市市民活動補償制度のご案内

## 市民活動を佐賀市も応援します!

市民活動を支援する環境づくりの1つとして、市民団体のみなさんが安心して市民活動を行うことができるように、市民活動補償制度を提供しています。  
この補償制度は、市民活動を実践している活動者などが活動中にけがをしたり死亡した場合、あるいは活動の参加者などに損害を与えた場合などに補償を行うものです。

### 補償の対象となる活動は?

5人以上の市民によって組織され、市内に活動の拠点を置いた市民活動団体が、年間を通じて計画的・継続的に行う、広く公共の利益を目的とした、市内における自発的な活動が対象となります。

- ☆地域社会活動
- ☆青少年健全育成活動
- ☆環境保全活動
- ☆生涯学習支援活動
- ☆社会福祉活動



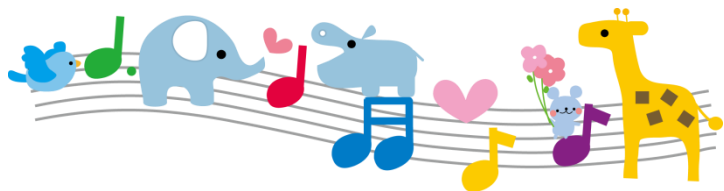
### 補償の対象とならない活動は?

政治や宗教または営利を目的とする活動  
有償で行われる活動(交通費などの実費支給は無報酬とみなします)  
自助的な活動や懇親、趣味などを目的とした活動  
職場や学校などの行事として行う活動  
スポーツ活動全般 など

### 補償の対象となる方

指導者(市民活動団体において、活動の計画立案や運営の指導を行う方、又これに準じる方)  
▽活動者(市民活動団体において、活動を実践し、またはこれに従事する方)  
※単なる観覧者や活動を伴わない参加者などは除きます。

詳しくは・・・佐賀市役所 市民生活部 協働推進課 市民活動係  
TEL:0952-40-7078 FAX:0952-40-7385 までお問い合わせください



# ポスター半額キャンペーン!!!

市民活動を行ってる方はもちろん、どんな方でもポスター印刷が今月に限り**半額!**

ぜひこの機会に素敵なポスターを印刷して、

「こんな活動してるよ!」

「一緒に活動を行ってくれる方募集!」

など、市民活動団体の活動内容のアピールとして活用してみてもはいかがでしょうか?  
皆さまのご来館お待ちしております!

(サイズ) (定価)  
A1 2,400円  
A2 1,600円  
B2 2,000円



(半額)  
1,200円  
800円  
1,000円



5月1日から5月31日まで!

## 会議室予約状況の表示方法が変わりました!

4月から佐賀商エビルでは、当日のビル内会議室予約状況を1階と7階のモニターでお知らせしています。  
会議室をご利用の際はモニターでご確認ください。  
※モニターでは、プラザを含む全ての会議室情報が表示されます。ご注意ください。



## HONOHONOは次の店舗、施設にて配布しています

佐賀市市議会事務所・佐賀駅バスセンター・メートプラザ・ほほえみ館・佐賀市青少年センター・佐賀県立図書館・ユマニテさが・えびすFM・マチノシゴトバCOTOC0215・鶴維珠・シアターシエマ・わいわいコンテナ2・佐賀市立図書館・アバンセ・さが元気ひろば

広報誌ホノホノの配布にご協力いただきありがとうございます。  
設置と配布にご協力いただける方、ご連絡お待ちしております!

